

構内交通管理細則

第1条（目的）

第2条（方針）

第3条（適用）

第4条（遵守事項）

第5条（禁止事項）

第6条（措置）

第7条（改廃）

第8条（施行）

（目的）

第1条

本細則は、東京国際エアカーゴターミナル株式会社（以下「**TIACT**」という）が管理する敷地内（以下「当ターミナル」という）における交通混雑の緩和及び秩序維持を図り、車両の円滑かつ迅速な移動を確保するために必要な事項を定めたものである。

（方針）

第2条

- 1 本細則に定める事項は、関係法令に則って定めたものである。
- 2 当ターミナル内における車両等の通行は、**TIACT** 担当者（**TIACT** が業務委託を行う警備員を含む）の指示及び各種標識並びに案内板に沿って実施されるものとする。

（適用）

第3条

本細則は、「I1201 東京国際エアカーゴターミナル管理基準」第3条（適用）に定める各号に係わる全ての車両に適用する。但し、同条第2項（2）号に定める車両及び緊急時についてはこの限りではない。

（遵守事項）

第4条

当ターミナルに入場し、または当ターミナル内を移動する車両は、以下の各号を遵守するものとする。

- (1) 当ターミナルへ入場する車両は、原則として **TIACT** に対する事前の登録を実施し、**TIACT** の承認を受けるものとする。但し、東京国際空港 ID カード所持、または空港事務所の許可を受けている車両についてはこの限りではない。
- (2) 構内道路の通行は、**TIACT** 施設利用細則の添付 2「東京国際エアカーゴターミナル 構内交通ルール」図に示す動線に沿って実施されるものとする。但し、別途 **TIACT** 担当者（**TIACT** が業務委託を行う警備員を含む）からの指示がある場合はそれを優先するものとする。
- (3) 構内道路の通行における制限速度は、原則として **20km/毎時**以下とする。但し、フォークリフト及びドーリー等のけん引車両については通常時は **15km/毎時**以下、貨物等けん引時は **8km/毎時**以下とする。
- (4) 構内道路、及び各コア前の駐車は禁止とする。但し **TIACT** が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 当ターミナルに入場する貨物搬出入車両は、貨物取扱業務終了後は速やかに退場する。
- (6) 車両に関する入構証（「I1201 東京国際エアカーゴターミナル管理基準」第 6 条（入構証の種類及び有効期限）4 号乃至 6 号及び 8 号）については、常時ダッシュボードに掲出しておくものとする。
- (7) フォークリフト及びドーリー等のけん引車両は、原則としてマーシャリングヤードを走行するものとする。
- (8) トラック待機場も含め、当ターミナル内においては、車両駐車中は原則としてアイドリングストップを実施するものとする。
- (9) フォークリフト及び自転車については、別途定める。

（禁止事項）

第 5 条

TIACT は、本ターミナルに入場し、または本ターミナル内を移動する車両に対して以下の各号を禁止とする。

- (1) トラックドック、トラック待機場における二次仕分等の作業
- (2) 道路上での二次仕分、積み込み、取卸等の作業
- (3) フォークリフト及びドーリー等のけん引車両、自転車、その他の作業車両の路上放置
- (4) パレットドーリー 2 台またはコンテナドーリー 6 台を超えたけん引
- (5) 給油や燃料抜き取り等の行為

（措置）

第 6 条

本細則を含め、**TIACT** が定める交通管理に関する諸規程に対する違反があった場合は、違反した車両及びその乗務員とその所属会社に対して以下の措置を講ずることがある。

- (1)違反車両及び乗務員に対して警告書を発行し、違反点数を提示する。尚、違反点数及びその有効期間は別表に定めるものとする。
- (2)累積違反点数が一定水準に達した場合は、当該違反車両、違反者の入構証の利用を一定期間停止する。また、当該違反について会社名の公表等を行う。
- (3)停止期間終了後、一定期間以内に累積違反点数が再度一定基準に達した場合は、当該違反車両、違反者の入場を一定期間停止するものとする。
- (4)ビジターで入場した会社・車両・入場者については、違反が確認された場合、次のビジター入場は承認しない。
- (5)フォークリフトについても諸規定に対する違反があった場合は、車両、乗務員またはそれらが所属する会社に対して、上記(1)号、(2)号、(3)号、(4)号と同様の措置を講ずるものとする。

(改廃)

第7条

本細則は事業部が所管し、改廃は事業部長の決裁による。

(施行)

第8条

本細則は2011年8月9日より制定し施行する。

本細則は2014年8月1日より改定し施行する。

本細則は2016年2月10日より改定し施行する。

本細則は2021年4月1日より改定し施行する。